

## 【日本】PFOA(ペルフルオロオクタン酸)規制情報

2021年4月21日、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布されました。この政令は、2021年10月22日より施行されます。

### 改正のポイント

#### 改正の概要

- ① 「ペルフルオロオクタン酸(PFOA)又はその塩」が化審法の第一種特定化学物質に指定されます。
- ② 以下の製品に「ペルフルオロオクタン酸(PFOA)又はその塩」が使用される場合、輸入ができなくなります。
  - ・耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙
  - ・はっ水性能又ははっ油性能を与えるための処理をした生地
  - ・洗浄剤
  - ・半導体の製造に使用する反射防止剤
  - ・塗料及びワニス
  - ・はっ水剤及びはっ油剤
  - ・接着剤及びシーリング用の充填料
  - ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
  - ・トナー
  - ・はっ水性能又ははっ油性能を与えるための処理をした衣服
  - ・はっ水性能又ははっ油性能を与えるための処理をした床敷物
  - ・床用ワックス
  - ・業務用写真フィルム

#### ペルフルオロオクタン酸(PFOA) CAS No. 335-67-1

長年にわたり、生地や衣類の撥水加工剤には、炭素数8(C8)の過フッ素化合物(PFCs)が使われてきました。その化合物には、生産時の不純物や意図しない副産物として、微量のPFOAが含まれることがあります。PFOAは、環境中での難分解性や、生物への蓄積性が世界中で問題視されています。

#### 改正の経緯と今後の流れ

今回の「PFOA又はその塩」の第一種特定化学物質への指定は、2019年5月、それらが「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)の付属書A(廃絶)」に追加されたことを受けたものです。今後は同時期にPOPs条約の付属書に追加された「PFOA関連物質」も第一種特定化学物質に指定される予定です。

詳細はこちら(経産省サイト) <https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210416010/20210416010.html>

### 化審法の第一種特定化学物質とは？

化審法の正式名称は「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」で、人々の健康や生態系に影響を及ぼす恐れのある化学物質による環境汚染の防止を目的とした法律です。化学物質の事前審査や製造・輸入数量の把握などの管理、使用制限などについて定められています。対象の化学物質はリスクごとに分類され、そのうちのひとつが第一種特定化学物質です。

第一種特定化学物質は、難分解性や高蓄積性、長期毒性および高次捕食動物への慢性毒性を有する化学物質です。物質そのものについて国内での使用が制限されるだけでなく、その物質を使用した製品の輸入に規制が及ぶ場合があります。

### お問い合わせ

使用禁止が目的のため、化審法で試験方法の指定や基準値の設定はありませんが、当センターでは繊維業界で一般的に用いられる試験方法や基準値を用いた「PFOA又はその塩」の分析試験および評価を行っています。

試験について：

大阪事業所 環境化学分析ラボ

TEL: 078-854-0333

規制について：

国際部

TEL: 03-3241-7309